

各 位

2021年3月31日  
A I 株式会社  
代表取締役 松本 卓也

### 訴訟の勝訴判決に関するお知らせ

当社が、2019年9月26日付、当社元取締役である山本幸雄（以下、「山本氏」という。）に対して提起した損害賠償請求事件（以下、「本件訴訟」という。）において、当社の請求を認容する判決が出ましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 年月日：2021年3月1日
- (2) 裁判所：東京地方裁判所

#### 2. 事案の概要

本件訴訟は、ソーシャルレンディング事業を営む当社が、山本氏から依頼されて複数の事業について資金の貸付を行ったところ、山本氏が虚偽の説明を行って当社を誤信させて金員を交付させ、当社に損害を被らせたとして、山本氏に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、貸付総額33億9770万円のうち一部請求として損害賠償金5000万円及びこれに対する2019年11月6日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案です。

#### 3. 判決内容

今回の判決は、当社の主張を全面的に認め、山本氏に対し、5000万円及びこれに対する2019年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を当社へ支払うよう命じる内容となりました。

#### 4. 今後の対応

当社としては、本判決を踏まえ、山本氏からの債権回収の可能性を調査し、今後、投資家の皆様へお知らせすべき事項が出てきましたら、速やかにお知らせします。

以上